一般事業主行動計画公表サイト

企業データ詳細

掲載日：2020年06月24日　更新日：2025年06月23日

企業名	株式会社あいち銀行
認定	
法人番号	8180001036373
代表者	代表取締役頭取執行役員　鈴木　武裕
業種	金融業、保険業
企業規模	3,196人
企業規模詳細	男性：1725人 女性：1471人（2025年3月末現在）
所在地	愛知県 名古屋市中区栄３－１４－１２
電話	052-251-3211
主たる事業	普通銀行業
企業サイトURL（自社の両立支援に関するページ等）	https://www.aichi-fg.co.jp/sustainability/attempt/action/
くるみん認定	2016年認定
くるみんプラス認定	
トライくるみん認定	
トライくるみんプラス認定	
男性の育児休業取得率等	
女性の育児休業取得率	
育児休業等の取得の状況に関する備考	
くるみんマーク・プラチナくるみんマーク等活用事例	・ディスクロージャー誌等への掲載 ・社内報への掲載 ・採用活動プレゼンテーションへの掲載

厚生労働省及び都道府県労働局からの均等・両立推進企業表彰またはファミリー・フレンドリー企業表彰の受賞の有無	
イクメン企業アワード	
えるぼし認定	認定段階２
プラチナえるぼし認定	
一般事業主行動計画の内容	計画期間：2020年4月1日～2023年3月31日 PDF参照
一般事業主行動計画	一般事業主行動計画のPDF PDF
我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績、育児休業平均取得期間など） ＜育児関係＞	・法を上回る制度を整備 育児短時間勤務：小学校３年生修了まで 出生時育児休業：10営業日まで保存有休休暇充当可 看護休暇：時間単位（中抜け可） ・育休中 職場復帰支援セミナーの実施 ・育休復帰時 職場復帰時研修の実施 ・ファミリーサポート休暇：家族サポートや不妊治療を理由に年10日まで保存有給休暇を使用可
我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績など） ＜介護関係＞	・介護休業制度、短時間勤務制度等利用実績あり ・介護休暇：時間単位（中抜け可） ・介護休業：同一家族について通算366日まで延長可 ・ファミリーサポート休暇：家族サポートを理由に年10日まで保存有給休暇を使用可 ・介護と仕事の両立支援セミナーを開催

「女性の活躍推進企業データベース」での公表ページはこちら

次世代育成支援対策の実施状況（プラチナくるみん認定企業）

プラチナくるみん認定年	2020年認定
プラチナくるみんプラス認定	
公表年月日	2025 年　6 月　19 日
公表事業年度（※1）	2025 年　4 月　1 日　～ 2026 年　3 月　31 日
公表前事業年度（※2）	2024 年　4 月　1 日　～ 2025 年　3 月　31 日
公表前々事業年度（※3）	2023 年　4 月　1 日　～ 2024 年　3 月　31 日
公表前事業年度において育児休業等（※4）をした男性労働者数	28人
公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした男性労働者数の割合	68% 公表前事業年度とその前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算した値 0%

公表前事業年度において、配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした男性労働者数及び育児目的休暇制度（※5）を利用した男性労働者数の合計数の割合	104%
育児目的休暇制度の具体的内容	・配偶者の出産に伴う休暇（特別有給休暇３日） ・短期育児休暇（特別有給休暇３日）
公表前事業年度において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした女性労働者数の割合	100% 公表前事業年度とその前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算した値 0%
公表前事業年度において、フルタイムの労働者等1人あたりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数	1月：15時間　2月：11時間　3月：14時間　4月：14時間　5月：14時間　6月：14時間　7月：14時間 8月：12時間　9月：14時間　10月：15時間　11月：15時間　12月：17時間
公表前事業年度において、平均した1か月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数	0人
育児休業に関する制度に準ずる措置	-
所定外労働の制限	小学校３年生修了までの子を育てる職員は、所定外労働の免除を申し出ることができる。
短時間勤務制度	小学校３年生修了までの子を育てる職員は、所定労働時間の短縮を申し出ることができる。
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	小学校３年生修了までの子を育てる職員は、必要の都度始業・終業時刻変更の適用を受けることができる。
育児に要する経費の援助措置等	福利厚生サービス「ベネフィット・ステーション」にて、育児補助金・病児サポート・ベビーシッター補助チケット・家事代行補助制度・育児用品レンタル等が利用可能。
所定外労働の削減のための措置の内容	（47）に掲載
年次有給休暇の取得の促進のための措置の内容	・「休暇日程計画表」を作成し、制度休暇の計画的な取得を促進。 ・従業員組合と連携し、分会総会等で取得しやすい職場作りと取得促進を図る。 ・有給休暇取得率の目標設定（80%）
短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の内容	・在宅勤務制度
公表前々事業年度において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度に在職している又は在職していた女性労働者数の割合	100% 公表前事業年度とその前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算した値 0%
育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画の内容	（48）に掲載
内容の実施状況	（49）に掲載
公表前事業年度において出産した女性有期雇用労働者数	0%

公表前事業年度において育児休業等をした女性有期雇用労働者数	0%
公表前事業年度において出産した女性有期雇用労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした女性有期雇用労働者数の割合	0% 公表前事業年度とその前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算した値 0%
公表前事業年度において、フルタイムの労働者数のうち、25～39歳の労働者等1人あたりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数	1月：16時間　2月：12時間　3月：16時間　4月：17時間　5月：17時間　6月：17時間　7月：17時間 8月：14時間　9月：17時間　10月：18時間　11月：17時間　12月：20時間
男性の育児休業取得期間の延伸のための措置	・10日まで保存有給休暇を充当可 ・本人と上司に個別に案内を送付
育児休業等をし、または育児を行う労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画の内容	・産休・育休者を対象とした職場復帰支援の継続実施 （育休者職場復帰支援セミナー、復帰時研修、ｅラーニング 等）
育児休業等をし、または育児を行う労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画の実施状況	・3/20 パパママ復職支援セミナー実施（20名参加） ・職場復帰時研修の実施 ・ｅラーニングで研修動画の視聴や通達の閲覧が可能

【不妊治療と仕事との両立に関する取組の実施状況】

不妊治療のための休暇制度 （年次有給休暇を除く。）	・ファミリーサポート休暇
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	・半日単位の有給休暇制度：年10回まで ・時間単位の有給休暇制度：年5日分まで
在宅勤務又は情報通信技術を活用した勤務を可能とする制度	・在宅勤務制度
不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事の両立に関する労働者の理解を促進するための取組	・年4回の直属上司との面談実施を徹底、公私ともに相談しやすい環境づくりを行っている。 ・「不妊治療と仕事の両立について」研修動画配信

※1 公表を行う日の属する事業年度（各事業主における会計年度）

※2 公表を行う日の属する事業年度の前の事業年度

※3 公表を行う日の属する事業年度の前々事業年度

※4 育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業のか、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業

※5 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とした企業独自の育児を目的とした休暇制度（例：失効年休の育児目的での使用、配偶者出産休暇等）

検索へ戻る　検索一覧へ戻る

サイトにバナーを貼ろう！　プライバシー・ポリシー　利用規約

(C)Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.